

株 主 各 位

東京都港区六本木三丁目16番35号
株式会社スペースシャワーネットワーク
代表取締役社長 林 吉 人

第28期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後7時までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午後1時
受付開始は正午を予定しております。
2. 場 所 東京都港区六本木3丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー9階
「ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター」
ご来場の際は、末尾の「株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第28期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第28期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
（アドレス <https://www.spaceshower.net/>）
3. 株主総会にご出席の株主様へのお土産及び総会終了後の懇親会のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、依然として新型コロナウイルス感染症の影響下にあり、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発令と解除が繰り返されるなど、厳しい状況で推移いたしました。また、海外ではウクライナ情勢による地政学リスクの高まりもあり、先行きが不透明な状態が続いております。

当社グループの事業に関連する、放送、音楽、エンタテインメントの各業界においては、近年、市場環境や消費者ニーズが急速に変容を遂げ、デジタル化やグローバル化の進展に伴い、事業環境は激変しておりました。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の動きに伴い、インターネットによる映像配信・音楽配信など、巣ごもり消費の拡大が見込まれるサービスが伸長する一方、ライブハウスやライブイベントについては厳しいガイドラインに沿った感染症対策が求められるなど、当社グループを取り巻く経営環境に大きな影響が及んでおります。

こうした環境の下、当社グループでは、創業以来行ってきた音楽映像コンテンツの企画制作及び有料多チャンネル放送プラットフォームにおける音楽専門チャンネルの運営をベースとしつつ、ライブイベント展開やライブハウスの運営、アーティストマネジメントから、音楽レーベル、音楽ディストリビューションに至る展開まで、当社グループが有するあらゆる機能を複合的に活用しながら、多様なメディア・コンテンツ事業を展開し、音楽エンタテインメント企業へと事業転換を図ってまいりました。また、ファンクラブ事業を展開するコネクトプラス(株)、コンセプトカフェ運営を行うインフィニア(株)、映像制作プロダクションの(株)セップ、音楽配信事業を行う(株)SPACE SHOWER FUGAの連結子会社とともに、新たな分野での成長施策の推進、事業領域の拡大に向けた企業グループ経営を推進しております。

当連結会計年度におきましては、当社所属アーティストの中村佳穂が、細田守監督による最新作のアニメーション映画「竜とそばかすの姫」(2021年7月16日公開)に、主人公役の声優として出演するだけでなく、劇中歌を担当し、アーティストとしての新境地を切り開くことができました。また、2021年12月31日の大晦日には、「第72回NHK紅白歌合戦」に出演し、「竜とそばかすの姫」のメインテーマ曲「U」を「millennium parade & Belle (中村佳穂)」として歌唱し、魅力的な歌声を全国に披露することで、さらに幅広い世代からの認知を得ることができました。

また、イベント関連におきましては、2021年8月に予定していた当社主催の夏の野外音楽フェス「SPACE SHOWER SWEET LOVE SHOWER 2021」が、新型コロナウイルス感染拡大の中で止む無く開催中止となった一方、2022年2月5日、福岡に本拠地を構えるプロ野球球団「福岡ソフトバンクホークス」との共催による音楽フェス「FUKUOKA MUSIC FES.」が、政府・開催地自治体および開催会場の対処方針ならびに、業界団体策定による「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に則って開催され、多くのお客様にご来場いただくことができました。

グループ会社関連におきましては、2021年9月1日、当社の連結子会社である㈱SPACE SHOWER FUGAが音楽配信に伴う各種サービスの提供を開始いたしました。また、2022年2月12日、当社の連結子会社、インフィニア㈱の運営するコンセプトカフェ「あっとほおむカフェ」が、秋葉原では4年ぶりとなる新店舗をAKIBAカルチャーズZONEにオープンいたしました。

なお、当社の企業価値向上の施策として、2022年2月開催の臨時株主総会において、「資本金の額の減少」について決議し、2022年2月28日に効力が発生したことに加え、2022年3月1日には、自己株式の取得を行いました。これら施策により、株主の皆様への利益還元、資本効率の向上、適切な税制への適用による財務内容の健全性の維持などが可能となりました。

こうした状況の中、前連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、政府・地方自治体の要請による休業期間のあったライブハウス事業及びインフィニア㈱のコンセプトカフェ事業において、当連結会計年度は店舗における営業時間や収容人数の規制が緩和されたこと、ライブ開催に向けたガイドラインの緩和により、当社所属アーティストのライブの開催が前連結会計年度に比べ増加したこと、ライブ映像収録等の案件受注が回復傾向にあること、などを背景として、当連結会計年度における連結業績は、売上高は13,864,433千円と前期比2,100,469千円増（同17.9%増）、営業損益は営業損失135千円と前期比453,040千円増（前期は営業損失453,176千円）、経常損益は経常利益551,517千円と前期比753,545千円増（前期は経常損失202,028千円）、親会社株主に帰属する当期純損益は親会社株主に帰属する当期純利益573,604千円と前期比784,419千円増（前期は親会社株主に帰属する当期純損失210,815千円）と、増収増益となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

①メディア・コンテンツ セグメント

当セグメントにつきましては、音楽チャンネル運営を中心とするメディア事業、イベント・コンテンツプロデュース事業、アーティストマネジメント事業、新たに音楽配信事業を行う連結子会社㈱SPACE SHOWER FUGAを加えたレーベル・ディストリビューション事業及び「WWW」「WWW X」を運営するライブハウス事業などの事業ユニットを中心に、連結子会社コネクトプラス㈱のファンクラブ事業、インフィニア㈱のコンセプトカフェ事業等を加えて、各事業分野の成長施策の推進にあっております。

メディア事業においては、有料放送収入が減少したことにより、前期比で減収減益となりました。レーベル・ディストリビューション事業においては、デジタル音楽配信売上が増加したことにより、前期比で増収増益となりました。イベント・コンテンツプロデュース事業においては、ライブイベントにおいて、引き続き新型コロナウイルス感染症による影響を受けたものの、コンテンツの制作受託案件が増加したことにより、前期比で増収増益となりました。アーティストマネジメント事業においては、当社所属アーティストのライブツアーによる売上が増加したことにより、前期比で増収となり、収益が改善いたしました。また、ライブハウス事業及びインフィニア㈱のコンセプトカフェ事業においては、店舗営業の規制が緩和したことなどにより、前期比で増収増益となりました。

なお、メディア・コンテンツセグメント内の各売上区分につきまして、メディア売上にはメディア事業の売上、音楽ディストリビューション売上にはレーベル・ディストリビューション事業の売上、ライブ・エンタテインメント売上にはイベント・コンテンツプロデュース事業、アーティストマネジメント事業、ライブハウス事業、その他事業の売上がそれぞれ含まれております。

この結果、当セグメントの売上高は12,164,019千円と前期比1,546,024千円増（同14.6%増）となり、セグメント損益（経常損益）につきましてはセグメント利益（経常利益）392,983千円と前期比595,674千円増（前期はセグメント損失（経常損失）202,691千円）となりました。

②映像制作 セグメント

当セグメントにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が緩和し、ライブ収録等の映像制作案件が増加したことなどにより、売上高は1,700,414千円と前期比554,445千円増（同48.4%増）となり、セグメント損益（経常損益）につきましては、経常利益（セグメント利益）135,042千円と前期比113,512千円増（同527.2%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の主なものは、音楽事業管理システムの追加・改修・開発に係るソフトウェア27,340千円及びソフトウェア仮勘定18,810千円であります。

(3) 資金調達の状況
特に記載すべき事項はありません。

(4) 重要な企業再編等
該当事項はありません。

2. 主要な経営指標等の推移

区 分	第 25 期 (2019年3月期)	第 26 期 (2020年3月期)	第 27 期 (2021年3月期)	第 28 期 (2022年3月期)
売 上 高(百万円)	14,930	15,739	11,763	13,864
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	288	166	△202	551
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	147	78	△210	573
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△)	12円98銭	6円89銭	△18円61銭	51円77銭
総 資 産 (百万円)	8,029	7,811	7,159	7,264
純 資 産 (百万円)	4,442	4,396	4,092	3,361
1 株 当 た り 純 資 産 額	391円15銭	388円02銭	359円47銭	403円83銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

3. 関係会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) セ ッ プ	50百万円	100.0%	ミュージックビデオ等の各種映像の企画・制作等
インフィニア(株)	3百万円	100.0%	飲食店経営、グッズ企画販売、衣装制作販売、タレントマネジメント等
コネクトプラス(株)	0.5百万円	100.0%	ファンクラブ事業の企画・運営、EC通販事業等
(株) S P A C E SHOWER FUGA	20百万円	51.0%	音楽デジタル配信等

(3) その他

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株) M A S H A & R	80百万円	25.0%	アーティストマネジメント・音源制作等

(注) (株)MASH A&Rは、当社の持分法適用の関連会社であります。

4. 対処すべき課題

当社グループの属する音楽業界においては、2021年（1月-12月）の音楽ソフトパッケージ総生産額が1,936億3千8百万円（前年同期比0.3%減）、デジタル音楽配信売上は895億3千8百万円（前年同期比14.4%増）、合計金額は2,831億7千6百万円（前年同期比3.8%増）と、音楽ソフトパッケージ市場の縮小以上にデジタル音楽配信市場が成長したことで、音楽流通市場全体として3年ぶりに増加いたしました（出所：一般社団法人日本レコード協会）。また、有料多チャンネル放送業界における、2022年3月の衛星放送契約者数（NHK-BSを除く）は、5,688,670件（前年同月比3.5%減）と、減少傾向が続いております（出所：一般社団法人衛星放送協会）。加えて、未だ収束の見えない新型コロナウイルス禍の影響に伴う、イベントや店舗営業の集客規模縮小や、個人消費や企業活動への影響もあり、当社グループを取り巻く経営環境は、極めて厳しい状況が続いております。

このような環境のもと当社グループは、2022年度より2024年度の3ヶ年を対象とする中期経営計画「Daylight 2024」を策定し、2025年3月期に連結売上高200億円、営業利益10億円、経常利益10億円、ROE 20%の達成を目標といたしました。

当社グループの既存事業である音楽ソフトパッケージ販売や、有料放送市

場の縮小、長引く新型コロナウイルス禍影響など、先行きの不透明な環境において、中期経営計画「Daylight 2024」を達成し、持続的・安定的な成長を目指すに際し、主に以下の課題があることを認識しております。

(1) 市場環境の変化への対応

放送市場の減衰が続く一方で、スマートフォンなどの普及により、音楽や映像を楽しむスタイルが多様化したことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を契機に、音楽ライブの映像配信も一般的となりました。

また、ソーシャルメディアの発展により、コンテンツのマーケティング戦略の複雑さが増しております。さらにはグローバルなプラットフォームの登場によって音楽や映像コンテンツが国境を超えることが容易となりました。国内の音楽ソフトパッケージ市場が低迷し、人口減少の懸念が拡大する一方で、アジアを中心とするグローバル市場におけるニーズの高まりもあり、日本ではまだ無名のアーティストが海外で人気を博すケースも稀ではなくなっております。

これらの変化へ対応するため、グローバル展開力の強化、映像コンテンツ制作機能の高度化、デジタルマーケティング機能のさらなる強化を実現すべく、JVパートナーであるオランダのテクノロジー企業FUGA社との連携を推進することに加え、M&Aや他社とのアライアンスも視野に、「放送事業」への収益依存度を引き下げ、「コンテンツ」「ソリューション」の領域において、新たな収益獲得基盤の構築を目指すことが大きな課題と認識しております。

(2) 多様化する消費者ニーズへの対応

ミレニアル世代やZ世代と呼ばれる消費者世代が存在感を増し、消費者感の世代差が顕著となるなど、消費者ニーズの多様化が進んでおります。

このような環境下において、当社がこれまで取り組んできたJ-ポップやJ-ロックを中心とした音楽ジャンルを超え、HIPHOPやゲーム、アイドルなど多様な音楽ジャンルと向き合い、幅広いユーザーやクライアントの獲得を目指すとともに、放送コンテンツにおいては、高年齢化する有料多チャンネルプラットフォームの視聴者層に対応すべく最適化させて行く必要があります。

また加えて、グループで培った関係性を素地として、新たなジャンル、多様な世代に向けたイベント開発を進め、消費者の支持を拡大させていくことが、重要課題であると認識しております。

(3) ヒット作品創出に向けた取り組み

当社グループの音楽ソフト関連事業は、アーティストマネジメント、原盤制作、マーケティング・プロモーション、CD/DVDなどの音楽ソフトパッケージ流通、デジタル音楽配信、著作権管理・分配を一気通貫で提供する機能を有しております。当社グループの経営方針である「アーティストへのソリューション提供」、「ユーザーへのコンテンツ・感動の提供」の実現に向け、有望アーティストの発掘・育成を継続的に進めるとともに、当社グループの諸機能を駆使したコンテンツマーケティング施策を通じた価値の向上、魅力の拡散により、ヒットの創出を目指すことが、重要課題であると認識しております。

(4) 独立系・DIYアーティストサポートの拡充

インターネット環境の発展を始めとする技術の進歩により、原盤制作から、プロモーション、デジタル音楽配信ディストリビューションまでを、個人で行うDIYアーティストが存在感を増しております。当社グループのあらゆる機能を活用し、DIYアーティストのキャリアアップに向けたサポートを拡充することにより、「アーティストとファンが直接結びついていく」という音楽シーンの新しい潮流において、当社の果たす役割を確立することが、大きな課題となっております。

(5) 新規事業領域への展開拡大

当社グループはさらなる成長を目指すべく、音楽エンタテインメント企業としての当社独自の強みやポジションを活かし、日本国内はもとより、海外においても人気獲得が期待され、今後も成長が見込まれる、アニメ、アイドル、キャラクター、ゲーム等、ポップカルチャー領域に対しても、積極的に取り組んで行く必要を認識しております。

また加えて、Web 3（ウェブスリー）時代の到来に向け、NFT・DAOや、メタバース、XR映像などの新技術の浸透により、今後の成長が予測される市場に対し、当社グループが提供するコンテンツ・ソリューションを高度化させていく必要があります。

これらの事業領域に向けて、当社の独自性や機能と、他社のノウハウとの融合によるコンテンツ・ソリューション提供を目指すべく、M&Aやライアンスを積極的に検討し、事業規模の拡大に取り組むことが重要な課題であります。

(6) コーポレート・ガバナンスの推進

持続的な成長と企業価値の向上を実現するにおいては、コーポレート・ガバナンス体制の強化が重要な課題と認識しております。

的確かつ迅速な意思決定および業務執行体制、並びに適正な監督・監視

体制の構築を図るとともに、コーポレート・ガバナンスの実効性を一層強化するため、当社グループ全体で、リスク管理、内部統制、コンプライアンスへの取り組みを徹底するとともに、独立社外取締役の活用等を通じ、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。

加えて、改訂コーポレート・ガバナンス・コードへの対応を適宜進めてまいります。

(7) 人材育成の強化

以上のような様々な課題に対応し、今後一層の事業拡大を目指すにおいて、当社グループの人材の強化が必須です。当社グループの所属する音楽エンタテインメント業界のみならず、激変する市場環境へも適応でき、今後の企業価値向上に必要な人材の確保を行うとともに、優秀な人材を育成していくことが継続的な課題であります。

5. 事業の内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、音楽及び映像を主たるコンテンツとした「メディア・コンテンツ」「映像制作」という二つの事業セグメントを展開しております。各事業セグメントの主な事業内容は以下のとおりであります。

事業セグメント	主 な 事 業 内 容
メディア・コンテンツ	音楽専門チャンネル「スペースシャワーTV」及び「100% ヒッツ! スペースシャワーTVプラス」の運営、音楽イベントの主催、アーティストマネジメント、音楽レーベル運営、CD/DVD等の音楽ソフトパッケージ流通、デジタル音楽配信、音楽著作権の管理・開発、ライブハウスの運営、音楽専門誌・書籍の編集及び出版、コンセプトカフェの運営、グッズ企画販売、衣装制作販売、タレントマネジメント、アーティストファンクラブの運営等
映 像 制 作	ミュージックビデオやライブ映像、一般企業広告等の各種映像作品の企画・受託制作等

6. 主要な事業所（2022年3月31日現在）

会社名	事業所	所在地
当社	本社	東京都港区
	大阪オフィス	大阪市北区
	ライブハウス	東京都渋谷区
(株)セツプ	本社	東京都港区
インフィニア(株)	本社	東京都千代田区
	大阪オフィス	大阪市浪速区
コネクトプラス(株)	本社	東京都港区
(株)SPACE SHOWER FUGA	本社	東京都港区

7. 従業員の状況（2022年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
メディア・コンテンツ	218 (36) 名	7名増
映像制作	32 (12) 名	1名増
合計	250 (48) 名	8名増

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163 (28) 名	7名減	42.0歳	12.4年

(注) 従業員数は就業員数であり、臨時雇用者数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

8. 主要な借入先の状況（2022年3月31日現在）

該当事項はありません。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社の現況

1. 株式の状況(2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 35,200,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,330,800株 (うち自己株式3,019,446株)
- (3) 株主数 4,532名
- (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
伊 藤 忠 商 事 (株)	1,650,500	19.85
(株)フジ・メディア・ホールディングス	1,650,500	19.85
K D D I (株)	1,500,000	18.04
(株)博報堂DYメディアパートナーズ	160,000	1.92
(株)JVCケンウッド・ビクターエンタテインメント	118,400	1.42
大 西 浩 太	116,300	1.39
大 野 木 弘	104,000	1.25
丸 林 耕 太 郎	84,000	1.01
(株)ソニー・ミュージックソリューションズ	80,000	0.96
キ ン グ レ コ ー ド (株)	80,000	0.96

(注) 1. 持株比率は、自己株式(3,019,446株)を控除して計算し、小数点第3位を切り捨てて表示しております。

2. 当社は、自己株式3,019,446株を保有しておりますが、上記の大株主からは除外しております

2. 新株予約権等の状況(2022年3月31日現在)

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員の状態

(1) 取締役及び監査役の状態(2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	近 藤 正 司	
代表取締役社長	林 吉 人	経営戦略本部長 インフィニア(株) 代表取締役会長
取 締 役	案 納 俊 昭	
取 締 役	北 島 直 樹	管理本部長
取 締 役	梶 原 浩	伊藤忠商事(株) 執行役員 情報・通信部門長 伊藤忠・フジ・パートナーズ(株) 代表取締役 伊藤忠テクノソリューションズ(株) 取締役
取 締 役	清 水 賢 治	(株)フジ・メディア・ホールディングス 常務取締役 (株)フジテレビジョン 常務取締役 経営企画統括担当
取 締 役	繁 田 光 平	KDDI(株) パーソナル事業本部 サービス統括本部 副統括本部長
取 締 役	中 村 伊 知 哉	(一社) デジタルサイネージコンソーシアム 理事長 (一社) デジタルリスク協会 理事長 (一社) C i P 協議会 理事長 (一社) 映像配信高度化機構 理事長 NPO法人CANVAS 副理事長 吉本興業ホールディングス(株) 社外取締役 (一社) 超人スポーツ協会 共同代表 学校法人電子学園 情報経営イノベーション専門職大 学 学長
取 締 役	三 浦 文 夫	関西大学 社会学部メディア専攻 教授

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
監査役(常勤)	長谷川 裕朗	
監 査 役	柳 葉 聡	(株)ファミマデジタルワン 経営管理室長代行
監 査 役	伊 藤 修 平	伊藤公認会計士事務所 代表 みかさ監査法人 代表社員 (株)SOXアドバイザーズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役のうち梶原 浩、清水 賢治、繁田光平、中村 伊知哉及び三浦 文夫の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち柳葉 聡及び伊藤 修平の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 三浦 文夫、中村 伊知哉、監査役 伊藤 修平の各氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役(常勤)長谷川 裕朗氏は、過去において長年にわたり当社の財務経理部門の責任者として業務に携わっておりました。また、監査役 伊藤 修平氏は公認会計士の資格を有しております。両氏は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。
- ・2021年6月29日開催の第27期定時株主総会において、清水賢治及び繁田光平の両氏は、取締役に新たに選任され就任いたしました。
6. 当社では、執行役員制度を導入しております。2022年4月1日現在の執行役員は、以下のとおりです。

氏 名	会社における地位	担 当
案 納 俊 昭	取締役兼常務執行役員	
北 島 直 樹	取締役兼常務執行役員	
石田美佐緒	上 席 執 行 役 員	アーティストプロデュース事業本部長
山 中 幹 司	執 行 役 員	アライアンス事業本部長
藤 島 克 之	執 行 役 員	放送事業本部長
名 取 達 利	執 行 役 員	ライブ・コンテンツ事業本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、各社外取締役及び各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害について補償することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性を損なわないための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補償の対象外としております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職に該当する従業員等であり、役員は保険料の1割を負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について常勤取締役による経営会議において協議を行っております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、また経営会議における協議を踏まえていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与との水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬(役員賞与)の内容および額の算定方法の決定に関する方針(報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む)

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、売上高、経常

利益、当期純利益等のグループ全体での連結業績指標を反映した現金報酬とする。報酬額は、各事業年度の目標値に対する達成度合に応じて算出され、常勤取締役による経営会議での協議を経て代表取締役社長が決定するものとし、毎年当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

d. 基本報酬、業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて、取締役の個人別の基本報酬の50%を上限とする範囲内で、業績連動報酬を決定する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額については、役位別の報酬額の基準となる役員報酬基準を常勤取締役による経営会議での協議を経たうえで定め、これに基づき具体的な金額を決定し、業績連動報酬の額については、各取締役の業績貢献度を踏まえた業績連動報酬の評価配分とする。

f. 役員退職慰労金の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業務執行を担う取締役への役員退職慰労金については、取締役会議により定められた役員退職慰労金支給規程に基づき、月額報酬、在任期間及び役位に応じた額を基準に支給額を算出し、株主総会の承認決議を経て、各取締役の退任時又は退任後一定の時期に支給する。

② 監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の個人別の報酬は、監査役の独立性を担保するため月例の固定報酬のみで構成されており、常勤・非常勤の別、業務分担の状況等を考慮して、監査役の協議により決定しております。

また、常勤監査役については取締役会議により定められた役員退職慰労金支給規程に基づき、月額報酬、在任期間を基準に支給額を算出し、株主総会の承認決議を経て、退任時又は退任後一定の時期に役員退職慰労金を支給しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名です。

監査役の報酬限度額は、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において年額50百万円以内と決議を受けております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2021年6月29日開催の取締役会において代表取締役社長林 吉人
に取締役の個人別の報酬額の具体的内容を委任する旨の決議を行っております。委任した
権限の内容は、「① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 e. 取
締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項」に記載のとおりであり、委任
した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務について評価を行うには
代表取締役社長が適していると判断したためであります。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役	114	85	5	23	7
(うち社外取締役)	(3)	(3)	(-)	(-)	(3)
監査役	17	15	-	1	3
(うち社外監査役)	(2)	(2)	(-)	(-)	(2)
合計	131	100	5	25	10
(うち社外役員)	(6)	(6)	(-)	(-)	(5)

(注) 1. 上記には、無報酬の社外取締役4名(うち2名は2021年6月29日開催の第27期定時株
主総会終結の時をもって退任)を除いております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑥ 業績連動報酬等に関する事項

当社は企業グループ経営を推進しており、当社グループ全体での利益確保を前提として
いること、また、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるために売上高、経常利益
及び親会社株主に帰属する当期純利益等の連結業績を業績連動報酬に係る指標としてお
り、当事業年度における具体的な目標は内規の定めに従い代表取締役社長が設定してお
ります。

業績連動報酬の額の決定方法は、業績に連動した計算式に則り、総原資を算出した上
で、各取締役の業績貢献度を踏まえた評価配分に関しては、経営会議での協議を経て、代
表取締役社長が決定しております。

当事業年度を含む売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益等の連結業績
の推移は、「I. 企業集団の状況 2. 主要な経営指標等の推移」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

他の法人等の重要な兼職の状況につきましては、前記「3. (1) 取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。また、兼職先と当社との関係につきましては、以下のとおりであります。

- ・社外取締役 梶原 浩氏の兼職先であります伊藤忠商事㈱は、当社議決権総数の19.85%を所有する主要株主であります。
- ・社外取締役 清水 賢治氏の兼職先であります㈱フジ・メディア・ホールディングスは、当社議決権総数の19.85%を所有する主要株主であります。
- ・社外取締役 繁田 光平氏の兼職先でありますK D D I ㈱は、当社議決権総数の18.04%を所有する主要株主であり、同社と当社との間には番組販売等の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会 (13回開催)		監査役会 (12回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 梶原 浩	13回	100.0%	—回	—%
取締役 清水 賢治	9	81.8	—	—
取締役 繁田 光平	9	81.8	—	—
取締役 中村 伊知哉	13	100.0	—	—
取締役 三浦 文夫	13	100.0	—	—
監査役 柳 葉 聡	13	100.0	12	100.0
監査役 伊藤 修平	13	100.0	12	100.0

(注) 取締役清水賢治及び繁田光平氏は、2021年6月29日開催の第27期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。なお、両氏の就任後の取締役会の開催回数は11回であります。

ロ. 取締役会及び監査役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

- ・取締役 梶原 浩氏は、主に当社経営方針と戦略的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適宜助言・提言を行っております。
- ・取締役 清水 賢治氏は、主に放送業界における豊富な経験をもとに、経営全般に適宜助言・提言を行っております。
- ・取締役 繁田 光平氏は、主に通信分野における豊富な経験をもとに、経営全般に適宜助言・提言を行っております。

- ・取締役 中村 伊知哉氏は、主にメディア・コンテンツ事業分野における専門家としての見地から、メディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として経営全般に適宜助言・提言を行っております。
- ・取締役 三浦 文夫氏は、主にメディア・コンテンツ事業分野における専門家としての見地から、メディア・コンテンツ事業拡大の推進を目的として経営全般に適宜助言・提言を行っております。
- ・監査役 柳葉 聡氏は、当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言を行っております。
- ・監査役 伊藤 修平氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、専門の見地から当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、当事業年度において前事業年度に係る追加報酬が3百万円あります。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びにその他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）を整備し、年1回、当該システムの整備・運用状況につきモニタリングを実施しております。また、取締役会がその内容を確認し、当該システムの改善に継続的に取り組んでおります。

1. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役は、全取締役及び従業員に対し、当社グループコンプライアンスポリシーの遵守を繰り返し徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、法令・定款違反行為を未然に防止する。
- ② 前項実施のため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当部署を定めコンプライアンスを推進するとともに、内部監査室を設けて法令・定款及び社内諸規程の遵守を検証する。
- ③ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

- ① 情報管理規程、文書管理規程、ITガイドライン等の規程に従い、取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができることとする。
- ③ 閲覧・コピー及び保管場所・保存期間等に関する不備の有無を確認し、必要に応じ規程を追加・修正する。
- ④ 保存媒体に応じ、機密性が高くかつ必要事項の検索が容易となるよう工夫し、保管・運用を行う。

(3) 損失リスクの管理に関する規程その他の体制

- ① 職務分掌規程、職務権限規程における責任体制を徹底し、日常的なリスクの把握を強化する。
- ② リスク管理規程に従い、リスクの分類整理を進め、それぞれに適した管理体制の再構築と責任者の明確化を行い、継続的な管理状況のレビューと改善を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合は、社長をトップとし管理担当取締役を補佐として、顧問弁護士等外部アドバイザーを含むチームを組成して各関係ステークホルダー等への迅速な連絡と対応を行う。

(4) 取締役の職務の効率的な執行を確保するための体制

- ① 職務の効率的な執行のベースとして取締役会を原則月1回開催し、建設的な討議が行えるよう準備する。また、必要に応じ適宜臨時に開催する。
- ② 取締役会以下各種会議体において、重要な経営指標とその目標及び計画施策とその結

- 果などが明確になるよう運営を行い、業務効率と情報伝達のスピードアップを図る。
- ③ 意思決定プロセスの効率化・迅速化を進め、業務効率と情報伝達のスピードアップを図るために、執行役員制度を採用する。
- (5) 使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ① 幹部層の意識から全従業員まで、コンプライアンスプログラムの徹底を更に進める。そのため、順次研修を実施する。
 - ② 監査役会との連携の下、内部監査室が毎年内部監査計画を定め、適切に実施する。
 - ③ 法令違反の懸念を発見した取締役又は当社従業員は、遅滞なく内部通報制度を活用するか、もしくは監査役へ報告する。
- (6) 企業集団における業務の適正性を確認・確保するための体制
- ① グループコンプライアンスプログラムを当社グループ共通のプログラムとして策定・共有し、それぞれ実施する。
 - ② グループ会社に対する経営管理基本方針を定め、権限の明確化、重要情報の基準の明確化、迅速な情報の伝達と開示、そして方針や判断の適切なフィードバックを推進する。
 - ③ グループ会社におけるリスクの把握を進め、リスク管理規程の策定などリスク毎の管理体制とリスク管理責任者の明確化を行う。
 - ④ グループ内で適切な取引や会計処理が確保されるよう、グループ内取引規程を定め、実施する。
 - ⑤ 子会社及び関連会社管理規程において、子会社の意思決定のうち一定の重要案件について当社の稟議決裁を義務付け、また経営に関する重要書類を当社に提出することを義務付けている。
 - ⑥ 当社は、月1回、当社の取締役、執行役員及び子会社の社長が出席する事業責任者会議を開催し、子会社の業績、重要事項につき報告させる機会を設けている。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役が必要と認める場合、監査役を補助する使用人を監査役の指揮下に置く。
- (8) 前項の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 監査役を補助する使用人は、他部署の使用人を兼務せず、その任免・異動・賃金その他の人事事項は、監査役会の同意を必要とする。
- (9) 監査役への報告に関する体制
- ① 取締役及び執行役員は、監査役に対して、法令に定める事項の他、次に掲げる事項をその都度直ちに報告する。
 - ・財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定などの内容
 - ・業績及び業績見通しの発表の内容
 - ・内部監査の内容及び結果
 - ・内部情報提供制度に基づく情報提供の状況
 - ・行政処分の内容
 - ・前各号に掲げるものの他、監査役が求める事項
 - ② 使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。
 - ・当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
 - ・重大な法令又は定款違反事実
 - ③ 当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社

の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- ・当該子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- ・重大な法令又は定款違反事実

④ 監査役は常勤取締役会の他、経営上重要な会議に適宜出席できるものとする。

(10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制

グループコンプライアンスプログラムにおいて、当社グループの役職員が当社監査役に対して直接通報を行うことができることを定めるとともに、当該通報をしたこと自体による解雇その他の不利益取扱いの禁止を明記する。

(11) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室は、監査役会の助言・要望を得つつ内部監査を実施するとともに、監査役と定期的に会合を持ち密接な情報交換及び連携を図る。
- ② 監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に意見交換会を開催するとともに、適宜、業務執行取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施する。

(13) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 代表取締役は、子会社を含めた当社グループにおける財務報告の信頼性を確保するために、金融商品取引法及び当社行動基準に基づき、当社経理部門等の関連部門を中心とする十分な体制を整備し、内部統制システムの構築と運用を行うものとする。
- ② 当社及び子会社の内部統制監査部門は、子会社を含めた当社グループにおける内部統制の遵守状況及びその有効性を定期的に検証し、必要と認められる改善策・是正策を検討するものとする。
- ③ 当社及び子会社の内部統制監査部門責任者は、当社取締役会に対して、内部統制監査部門における検証結果を報告し、併せて必要と認められる改善・是正策を提言するものとする。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制の運用状況について、情報の保存・管理は、文書管理規程及び関連規程に基づき、適切に保管及び管理を行い、必要に応じて閲覧できるようにしております。廃棄の際には、溶解処理等により、再生不可能とする処分方法にて廃棄することとしております。

使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制の運用状況について、代表取締役や管理部門から、使用人に対して適宜コンプライアンスプログラムを周知させ、コンプライアンスの遵守状況の確認と啓蒙を実施しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	4,593,523	流動負債	3,078,767
現金及び預金	1,997,394	買掛金	1,917,354
受取手形及び売掛金	2,302,968	リース債務	14,612
商 品	39,249	未払金	288,926
仕掛品	136,640	未払法人税等	60,293
貯蔵品	7,725	預り金	212,834
その他	174,270	賞与引当金	188,569
貸倒引当金	△64,725	役員賞与引当金	22,431
固定資産	2,668,397	その他	373,745
有形固定資産	955,523	固定負債	825,055
建物及び構築物	1,162,065	リース債務	8,636
機械装置及び運搬具	17,487	退職給付に係る負債	692,556
工具、器具及び備品	741,315	役員退職慰労引当金	119,201
土地	52,640	その他	4,659
リース資産	85,070	負債合計	3,903,822
建設仮勘定	2,662	純資産の部	
減価償却累計額及び減損損失累計額	△1,105,717	株主資本	3,348,313
無形固定資産	389,645	資本金	100,000
商標権	110,987	資本剰余金	2,797,978
ソフトウェア	229,343	利益剰余金	1,691,335
ソフトウェア仮勘定	27,033	自己株式	△1,241,000
その他	22,281	その他の包括利益累計額	8,051
投資その他の資産	1,323,228	その他有価証券評価差額金	8,051
投資有価証券	262,572	非支配株主持分	4,720
敷金及び保証金	270,181	純資産合計	3,361,085
繰延税金資産	735,317	負債・純資産合計	7,264,907
その他	57,422		
貸倒引当金	△2,265		
繰延資産	2,986		
資産合計	7,264,907		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	13,864,433
売上原価	10,976,331
売上総利益	2,888,102
販売費及び一般管理費	2,888,237
営業損失(△)	△135
営業外収益	
受取利息	157
受取配当金	7,814
持分法による投資利益	24,463
為替差益	57
取賃貸料	1,812
業務受託手数料	5,278
助成金収入	489,402
関係会社清算益	18,581
雑収入	4,506
営業外費用	
支払利息	417
雑損失	7
経常利益	551,517
特別利益	
固定資産売却益	505
投資有価証券売却益	3,316
特別損失	
固定資産売却損失	57
減損損失	34,849
固定資産除却損	3,229
投資有価証券売却損	19,344
その他	6,272
税金等調整前当期純利益	491,586
法人税、住民税及び事業税	62,848
法人税等調整額	△129,986
当期純利益	558,724
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	△14,879
親会社株主に帰属する当期純利益	573,604

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	1,920,579	977,399	1,174,684	△26	4,072,635
会計方針の変更による累積的影響額			56,353		56,353
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,920,579	977,399	1,231,038	△26	4,128,989
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△113,307		△113,307
親会社株主に帰属する当期純利益			573,604		573,604
資本金から剰余金への替	△1,820,579	1,820,579			-
自己株式の取得				△1,240,973	△1,240,973
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	△1,820,579	1,820,579	460,296	△1,240,973	△780,676
当 期 末 残 高	100,000	2,797,978	1,691,335	△1,241,000	3,348,313

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	430	430	19,600	4,092,666
会計方針の変更による累積的影響額				56,353
会計方針の変更を反映した当期首残高	430	430	19,600	4,149,020
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△113,307
親会社株主に帰属する当期純利益				573,604
資本金から剰余金への替				-
自己株式の取得				△1,240,973
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,621	7,621	△14,879	△7,258
当 期 変 動 額 合 計	7,621	7,621	△14,879	△787,934
当 期 末 残 高	8,051	8,051	4,720	3,361,085

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 主要な連結子会社の名称 ㈱セップ
インフィニア㈱
コネクトプラス㈱
㈱SPACE SHOWER FUGA

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 1社
- ・ 主要な会社等の名称 ㈱MASH A&R

② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 One Asia Music Inc.
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。なお、持分法を適用していない関連会社であった㈱アルテメイトは当連結会計年度において清算が終了したため、持分法を適用しない非連結子会社から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ・ 商品 先入先出法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 貯蔵品 個別法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物

附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年
機械装置及び運搬具 6～8年
工具、器具及び備品 2～20年

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年
商標権 5～15年

ただし、映像権利（その他）については、見込収益獲得可能期間に基づく定率法を採用しております。

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

繰延資産の処理方法

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度賞与支給見込額の当連結会計年度対応分を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当連結会計年度末支給額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(イ) メディア・コンテンツ セグメント

(i) メディア売上

メディア売上の主な内容は、有料チャンネル運営です。

上記に係る取引は、放送日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ii) 音楽ディストリビューション売上

音楽ディストリビューション売上の主な内容は、デジタル音楽配信です。

上記に係る取引は、顧客が配信した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(iii) ライブ・エンタテインメント売上

ライブ・エンタテインメント売上の主な内容は、ライブイベントとコンセプトカフェ等の店舗ビジネスです。

上記に係る取引は、イベント及び店舗の開催日に履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(ロ) 映像制作 セグメント

映像制作売上

映像制作の主な内容は、ミュージックビデオ制作やライブ映像制作です。

上記に係る取引は、顧客へ納品し顧客の検収が完了した時点で履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建有価証券（その他有価証券）は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部のその他有価証券評価差額金に含めております。

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

(イ) 退職給付に係る負債の計上基準

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(ロ) 連結納税制度の適用

当社及び一部の連結子会社は、連結納税制度を適用しております。

(ハ) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会

計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる対価の額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による会計処理の主な変更点は以下のとおりです。

1. デジタル音楽配信売上(音楽ディストリビューション売上)

音楽配信サービス事業者に対する楽曲等のデジタル音楽配信売上は、従来は顧客からの配信実績報告書を入力した時点で収益を認識しておりましたが、顧客が配信した時点で収益を認識することとしました。

2. 返品権付取引に係る収益認識等

従来は売上総利益相当額に基づいて流動負債に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。また、従来は流動負債に計上していた「売上割戻引当金」については、返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,556千円増加し、売上原価は1,314千円減少し、営業損失は6,870千円減少し、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,870千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は56,353千円増加しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 繰延税金資産 735,317千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)に従い判定された分類及び将来の合理的な見積可能期間の課税所得に基づき繰延税金資産を計上しております。

- (ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
 将来の課税所得の見積りは、中期業績予測を基礎としており、特に新型コロナウイルス感染症の影響及びデジタル音楽配信事業の成長を主要な仮定として織り込んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、「4. 追加情報」に記載のとおりであります。

- (ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。このため、今後の新型コロナウイルス感染症及び経済動向によって、事後的な結果と乖離が生じる可能性があります。

(2) 固定資産の減損損失

- ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	955,523
無形固定資産	389,645
減損損失	34,849

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

- (イ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

資産又は資産グループのうち減損の兆候があるものについて、これらが生み出す割引前将来営業キャッシュ・フローがこれらの帳簿価額を下回る場合、有形固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

- (ロ) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、中期事業予測の数値を基礎としており、新型コロナウイルス感染症の影響及びデジタル音楽配信事業の成長を主要な仮定として織り込んでいます。

新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定については、「4. 追加情報」に記載のとおりであります。

- (ハ) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

減損の兆候、割引前将来キャッシュ・フロー、回収可能価額の算定については、事業計画や経営環境等の前提条件に基づき様々な仮定を用いています。そのため、前提条件に変更が生じた場合、減損損失を認識することになる可能性があります。

4. 追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定)

社会生活及び経済活動は徐々に正常化の方向に向かい、2023年3月期末までには通常の社会生活及び経済活動を取り戻せるとの仮定を置いて、繰延税金資産の回収可能性について将来課税所得の見積りを行っております。また、同様の仮定を置いて、固定資産の減損について将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 顧客との契約から生じた債権の残高は、以下のとおりであります。

受取手形 2,420千円
売掛金 2,300,548千円

(2) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 257,048千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 13,864,433千円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

①減損損失を計上した資産グループの概要

用途	場所	種類	減損損失額(千円)
ライブ配信サービス	燃スペースシャワーネットワーク (東京都港区)	ソフトウェア	34,849
合計			34,849

②グルーピングの方法

当社グループは、管理会計上の区分、投資の意思決定を基礎として継続的に収支の把握がなされている単位でグルーピングを実施しております。

③減損損失を認識するに至った経緯

当該減損損失の対象となった資産は、2020年10月以降に取得した有料課金型ライブ配信サービスの資産であります。2022年3月に同サービスの終了を決定したことに伴い処分を予定している資産であり、当該資産は使用見込みがないと判断し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより零と評価しております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	11,330,800株	一株	一株	11,330,800株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	46株	3,019,400株	一株	3,019,446株

(注) 自己株式の数の増加は、2022年2月28日付け取締役会の決議に基づく自己株式の取得3,019,400株による増加であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2021年6月29日開催の第27期定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 113,307千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2021年3月31日
- ・ 効力発生日 2021年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの 2022年6月29日開催予定の第28期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

普通株式の配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 83,113千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 10円
- ・ 基準日 2022年3月31日
- ・ 効力発生日 2022年6月30日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、経営計画に照らして、必要な資金（銀行借入）を調達するようにしております。なお、当連結会計年度末時点の借入金はありません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に事業所を賃借する際の支出及び営業保証金であり、預入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが、2ヶ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資を目的としたものであり、リース期間は最長で決算日後3年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニ

タリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(ロ) 市場リスクの管理

当社グループが所有する投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

- (ハ) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
 当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金及び保証金 (*2)	327,900	296,038	△31,862
資産計	327,900	296,038	△31,862
リース債務	23,248	33,634	10,385
負債計	23,248	33,634	10,385

(*1) 「現金」の他、「預金」、「受取手形」、「売掛金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(*2) 連結貸借対照表計上額との差額は、資産除去債務相当額57,718千円であります。

(*3) 市場価格のない株式等は、上表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	262,572

(3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,997,394	—	—	—
受取手形	2,420	—	—	—
売掛金	2,300,548	—	—	—
合計	4,300,362	—	—	—

(4) リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	14,612	6,811	743	760	321	—
合計	14,612	6,811	743	760	321	—

(5) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：

観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：

観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(6) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	296,038	—	296,038
資産計	—	296,038	—	296,038
リース債務	—	33,634	—	33,634
負債計	—	33,634	—	33,634

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金及び保証金

時価は、期末から返還までの見積り期間に基づき、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様のリース取引をおこなった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しているため、レベル2の時価に分類しております。なお、流動負債に計上したリース債務と固定負債に計上したリース債務を合算して表示しております

9. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、神奈川県鎌倉市に、賃貸用の建物（土地を含む。）を保有しております。2022年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は1,601千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上）であります。賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに連結決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産時価に関する事項

（単位：千円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
44,290	—	44,290	28,190

（注）1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 時価の算定方法

当連結会計年度末の時価は、不動産鑑定士による評価額又は、一定の評価額（実勢価格又は査定価格）や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく評価によっております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：千円）

	報告セグメント			合計
	メディア・コンテンツ	映像制作	計	
売上高				
メディア売上	3,895,942	—	3,895,942	3,895,942
音楽ディストリビューション売上	3,845,609	—	3,845,609	3,845,609
ライブ・エンタテインメント売上	4,422,468	—	4,422,468	4,422,468
映像制作売上	—	1,700,414	1,700,414	1,700,414
顧客との契約から生じる収益	12,164,019	1,700,414	13,864,433	13,864,433
外部顧客への売上高	12,164,019	1,700,414	13,864,433	13,864,433

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約及び履行義務については、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④収益及費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（千円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,654,278
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	2,302,968
契約負債（期首残高）	123,435
契約負債（期末残高）	257,048

契約負債は、主に当社主催のライブイベントにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	403円83銭
(2) 1株当たり当期純利益	51円77銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

当社は、2022年2月28日開催の取締役会決議に基づき、会社法第178条の規定による自己株式の消却を行いました。

1. 消却した株式の種類 普通株式
2. 消却した株式の総数
2,519,446株（消却前発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合 30.31%）
3. 消却後の発行済株式総数（自己株式を除く） 8,311,354株
4. 消却後の自己株式数 500,000株
5. 消却実施日 2022年4月28日

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,380,107	流動負債	2,303,004
現金及び預金	812,806	買掛金	1,631,830
受取手形	2,420	リース債務	14,612
売掛金	2,089,094	未払金	148,010
商品	18,901	未払法人税等	6,589
仕掛品	55,070	未払消費税等	42,309
貯蔵品	914	契約負債	179,697
前払費用	84,108	預り金	183,504
関係会社短期貸付金	210,000	賞与引当金	84,565
未収入金	117,541	役員賞与引当金	5,056
その他の他	27,903	その他	6,827
貸倒引当金	△38,653	固定負債	754,425
固定資産	2,026,026	リース債務	8,636
有形固定資産	595,861	退職給付引当金	640,125
建物	789,815	役員退職慰労引当金	101,003
工具、器具及び備品	592,727	その他	4,659
土地	52,640		
リース資産	85,070	負債合計	3,057,429
建設仮勘定	2,662		
減価償却累計額及び 減損損失累計額	△927,054	純資産の部	
無形固定資産	284,262	株主資本	2,340,652
商標権	110,517	資本金	100,000
ソフトウェア	125,814	資本剰余金	2,798,158
ソフトウェア仮勘定	26,673	資本準備金	977,579
その他	21,257	その他資本剰余金	1,820,579
投資その他の資産	1,145,902	利益剰余金	683,494
投資有価証券	151,658	利益準備金	27,170
関係会社株式	143,479	その他利益剰余金	656,324
破産更生債権等	2,265	繰越利益剰余金	656,324
敷金及び保証金	165,706	自己株式	△1,241,000
繰延税金資産	634,810	評価・換算差額等	8,051
その他	50,247	その他有価証券評価差額金	8,051
貸倒引当金	△2,265	純資産合計	2,348,704
資産合計	5,406,133	負債・純資産合計	5,406,133

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,691,703
売上原価		8,060,419
売上総利益		1,631,283
販売費及び一般管理費		1,823,294
営業損失(△)		△192,011
営業外収益		
受取利息	2,780	
受取配当金	9,814	
為替差益	301	
受取賃貸料	1,812	
業務受託手数料	46,341	
助成金収入	281,872	
関係会社清算益	18,581	
雑収入	3,416	364,921
営業外費用		
支払利息	417	
雑損失	7	424
経常利益		172,486
特別利益		
特別投資有価証券売却益	3,316	3,316
特別損失		
固定資産売却損失	57	
減損損失	34,849	
固定資産除却損	2,412	
投資有価証券売却損	19,344	
その他	6,272	62,935
税引前当期純利益		112,867
法人税、住民税及び事業税	△73,733	
法人税等調整額	△81,139	△154,872
当期純利益		267,740

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	1,920,579	977,579	—	977,579	27,170	445,537	472,707
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額						56,353	56,353
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,920,579	977,579	—	977,579	27,170	501,891	529,061
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△113,307	△113,307
当 期 純 利 益						267,740	267,740
資本金から剰余金への 振 替	△1,820,579		1,820,579	1,820,579			
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)							
当 期 変 動 額 合 計	△1,820,579	—	1,820,579	1,820,579	—	154,432	154,432
当 期 末 残 高	100,000	977,579	1,820,579	2,798,158	27,170	656,324	683,494

	株主資本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△26	3,370,839	430	430	3,371,269
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		56,353			56,353
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	△26	3,427,193	430	430	3,427,623
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△113,307			△113,307
当 期 純 利 益		267,740			267,740
資本金から剰余金への 振 替		—			—
自己株式の取得	△1,240,973	△1,240,973			△1,240,973
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)			7,621	7,621	7,621
当 期 変 動 額 合 計	△1,240,973	△1,086,540	7,621	7,621	△1,078,919
当 期 末 残 高	△1,241,000	2,340,652	8,051	8,051	2,348,704

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

- ・ 商品 先入先出法
- ・ 仕掛品 個別法
- ・ 貯蔵品 個別法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(イ) リース資産以外の有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8～50年

工具、器具及び備品 2～20年

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

② 無形固定資産

(イ) リース資産以外の無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

商標権 10～15年

ただし、映像権利（その他）については、見込収益獲得可能期間に基づく定率法を採用しております。

(ロ) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、翌事業年度賞与支給見込額の当事業年度対応分を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合退職金要支給額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ④ 収益及び費用の計上基準 (イ) メディア・コンテンツ セグメント」において同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

① 連結納税制度の適用

当社は、連結納税制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効

果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる対価の額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による会計処理の主な変更点は以下のとおりです。

1. デジタル音楽配信売上（音楽ディストリビューション売上）

音楽配信サービス事業者に対する楽曲等のデジタル音楽配信売上は、従来は顧客からの配信実績報告書を入手した時点で収益を認識しておりましたが、顧客が配信した時点で収益を認識することとしました。

2. 返品権付取引に係る収益認識等

従来は売上総利益相当額に基づいて流動負債に計上していた「返品調整引当金」については、返品されると見込まれる商品についての売上高及び売上原価相当額を認識しない方法に変更しており、返金負債を流動負債の「その他」及び返品資産を流動資産の「その他」に含めて表示しております。また、従来は流動負債に計上していた「売上割戻引当金」については、返金負債を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。この結果、当事業年度の売上高は5,556千円増加し、売上原価は1,314千円減少し、営業損失は6,870千円減少し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ6,870千円増加しております。また、繰越利益剰余金の当期首残高は56,353千円増加しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 繰延税金資産 634,810千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該事項の注記を省略しております。

(2) 固定資産の減損損失

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

有形固定資産	595,861
無形固定資産	284,262
減損損失	34,849

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
「連結注記表 3. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該事項の注記を省略しております。

4. 追加情報

(会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響に関する仮定)

社会生活及び経済活動は徐々に正常化の方向に向かい、2023年3月期末までには通常の社会生活及び経済活動を取り戻せるとの仮定を置いて、繰延税金資産の回収可能性について将来課税所得の見積りを行っております。また、同様の仮定を置いて、固定資産の減損について将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

区分掲記されたもの以外の関係会社に対する金銭債権・債務は次のとおりであります。

- ① 短期金銭債権 654,460千円
- ② 短期金銭債務 29,735千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①売上高	65,838千円
②事業費	187,997千円
③その他の営業取引高	1,202千円
④営業取引以外の取引高	51,502千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	46株	3,019,400株	一株	3,019,446株

(注) 自己株式の数の増加は、2022年2月28日付け取締役会の決議に基づく自己株式の取得3,019,400株による増加であります。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	34,947
退職給付引当金	221,483
賞与引当金	29,259
貸倒引当金	14,157
投資有価証券及び会員権評価損	41,445
棚卸資産	15,256
繰越欠損金	323,100
その他	39,335
繰延税金資産小計	718,985
評価性引当額	△65,107
繰延税金資産合計	653,877
繰延税金負債	
負債調整勘定	14,807
その他有価証券評価差額金	4,259
繰延税金負債合計	19,067
繰延税金資産の純額	634,810

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	インフィニア㈱	3	飲食店経営、 グッズ企画販売、 衣装制作販売、 タレントマネジメント事業等	直接 100	4名	資金貸付	貸付の実行 利息の受取 (注)	— 2,600	関係会社 短期貸付金	200,000
子会社	コネクトプラス㈱	0.5	ファンクラブ事業 の企画・運営、E C通販事業等	直接 100	2名	資金貸付	貸付の実行 貸付の回収 利息の受取 (注)	390,000 380,000 142	関係会社 短期貸付金	10,000
子会社	㈱SPACE SHOWER FUGA	20	音楽デジタル配信等	直接 51.00	2名	音楽デジタル配信 の販売委託	音楽デジタル 配信の販売委託 手数料の收受 (注)	— 33,040	売掛金 売掛金	538,977 5,235

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格等を参考の上協議決定しております。

資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結注記表 9. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	282円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	24円17銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の消却)

「連結注記表 12. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、当該事項の注記を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社スペースシャワーネットワーク
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任
社員 公認会計士 富永 貴雄
業務執行社員
指定有限責任
社員 公認会計士 守谷 徳行
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スペースシャワーネットワークの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スペースシャワーネットワーク及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社スペースシャワーネットワーク

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任

社員

公認会計士

富永

貴雄

業務執行社員

指定有限責任

社員

公認会計士

守谷

徳行

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スペースシャワーネットワークの2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役間で監査の実施状況及び結果について定期的に審議を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）に関し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日 企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、当該決議に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月27日

株式会社スペースシャワーネットワーク 監査役会

常勤監査役 長谷川 裕朗 ㊟

監査役 伊藤 修平 ㊟

監査役 柳葉 聡 ㊟

(注) 監査役 伊藤 修平及び柳葉 聡の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、配当政策を経営の最重要課題の一つと認識しており、長期的・安定的配当の維持継続を念頭に置きながら、財務状況及び連結業績等を勘案して、適切な配当金額を決定しております。この配当政策に基づき慎重に検討しました結果、当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金10円といたします。
なお、この場合の配当総額は83,113,540円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月30日といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u> 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削 除）

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
(新 設)	<p>(附則)</p>
(新 設)	<p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <p>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

現在、社外監査役柳葉聡及び伊藤修平の両氏の補欠として坂本倫子氏が補欠監査役に選任されておりますが、法令に定める社外監査役の員数を欠くことになる場合に備え、社外監査役の補欠としてさらに補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

本議案が承認された場合2名となる補欠監査役の社外監査役就任の優先順位は、坂本倫子氏、濱田和成氏の順とさせていただきます。

また、本補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期が満了する時までとなります。

なお、本決議の効力は次回定時株主総会開始の時までとしますが、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
はま だ 濱田 和成 1973年11月3日	2001年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 柳田野村法律事務所（現柳田国際法律事務所）入所 2003年8月 日本航空(株)法務部(出向) 2009年9月 シンガポール共和国 Kelvin Chia Partnership（研修） 2012年7月 柳田国際法律事務所退所 矢吹法律事務所入所 2014年7月 同所パートナー（現任） 2021年5月 フロイント産業㈱監査役（現任）	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 濱田 和成氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 濱田 和成氏の選任理由等については、弁護士として培われた高度な専門的知識に基づき、当社経営の適法性・適正性等を確保するために適宜助言・提言いただくことで、経営監視機能のさらなる充実が図れると判断したため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
4. 当社は、濱田 和成氏が監査役に就任した場合には、濱田 和成氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

責任限定契約の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務を行うにあたり善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
5. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の概要は、事業報告（本書15頁）に記載のとおりであります。濱田 和成氏が監査役に就任した場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。

第4号議案 取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、役員報酬体系の見直しの一環として、2022年5月27日開催の取締役会において、取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、取締役4名に対して、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給をすることといたしました。と存じます。

なお、支給の時期につきましては、各氏の取締役退任時とし、その具体的な金額、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針及び社内規程に沿って、取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は事業報告（本書15頁）に記載のとおりであります。

取締役（社外取締役を除く）の退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給予定の取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
近藤正司	2000年6月 当社 取締役 2017年4月 当社 代表取締役社長 2021年4月 当社 代表取締役会長（現任）
林吉人	2019年6月 当社 取締役 2021年4月 当社 代表取締役社長（現任）
案納俊昭	2000年6月 当社 取締役（現任）
北島直樹	2017年6月 当社 取締役（現任）

第5号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2000年6月20日開催の第6期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名です。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年10万株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であ

ると考えております。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告（本書15頁）に記載のとおりですが、本議案をご承認いただくことを条件に、2022年5月27日開催の取締役会において、当該方針を本議案に沿うよう改定することを決議しており、改定後の当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、後記の「（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要（改定後）」に記載のとおりです。

【本割当契約の内容の概要】

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。（以下「譲渡制限」という）

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（４）組織再編等における取扱い

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社

となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

（ご参考）取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要（改定後）

当社は、2022年5月27日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり改定することについて株主の皆様にご承認をお願いすることを決議いたしました。

本総会第5号議案「取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」に関して、株主の皆様にご承認いただいた場合における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、以下のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、前年度の業績に応じて決定する業績連動報酬、中長期の企業価値向上のインセンティブとしての譲渡制限付株式より構成される。監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬(固定報酬)の個人別の報酬の額の決定に関する方針

（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬（役員賞与）の内容および額の算定方法の決定に関する方針
（報酬を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、売上高、経常利益、当期純利益等のグループ全体での連結業績指標を反映した現金報酬とする。報酬額は、各事業年度の目標値に対する達成度合に応じて算出され、常勤取締役による経営会議での協議を経て代表取締役社長が決定するものとし、毎年当該事業年度終了後の一定の時期に支給する。

4. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株主と価値共有を進めること及び企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを明確にすることを目的に、譲渡制限付株式とする。譲渡制限期間は、割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間とする。譲渡制限付株式付与のために対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額500万円以内（ただし、使用人分給とは含まない。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年10万株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とする。

5. 基本報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模を有する他社の動向等を踏まえて、取締役の個人別の基本報酬の50%を上限とする範囲内で、業績連動報酬を決定する。譲渡制限付株式報酬は、取締役の個人別の基本報酬の50%を上限とする範囲内で基準額を定め、付与株数を決定する。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。

その権限の内容は、以下のとおりとする。

（基本報酬）

役位別の報酬額の基準となる役員報酬基準を常勤取締役による経営会議での協議を経たうえで定め、これに基づき具体的な金額を決定する。

(業績連動報酬)

各取締役の業績貢献度を踏まえた業績連動報酬の評価配分により金額を決定する。

(譲渡制限付株式報酬)

役員別の基準額を常勤取締役による経営会議での協議を経たうえで定め、取締役会における割当決議日の前営業日の当社普通株式の終値に基づき付与株式数を決定する。

以上

株主総会 会場ご案内図

会 場 東京都港区六本木3丁目2番1号
住友不動産六本木グランドタワー9階
ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター

電 話 080-6860-3755



「交通のご案内」

六本木一丁目駅 西改札直結（南北線）

お願い：駐車場のご用意はございません。また、当日は会場周辺道路及び近隣駐車場の会場に混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。

「新型コロナウイルスによる感染症への対応について」

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じ、マスク着用やアルコール消毒液の設置など感染予防のための措置を講じてまいります。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.spaceshower.net/>）にてお知らせいたします。



この招集ご通知は、環境に優しい植物油インキを使用しております。